

第 64 回会合の議論を踏まえた
株式会社オプテージへの追加質問及び回答

【音声卸の標準的料金公表関係】

問 1 モバイル音声卸の標準料金の公表について、「MVNO が必要な情報は適宜適切に入手可能であり、問題は生じていない」「公表する意義はない」とする意見（ソフトバンク）について、どのように考えるか。モバイル音声卸の標準料金の公表は、事業者間協議において MVNO にとって有用な情報でありうるか。卸料金の適正性、予見性、透明性を高めることが期待できるか。

（佐藤構成員）

（答）

- 本来、卸役務については、事業者間の自由で活発な協議によって実現することが望ましいと考えますが、現状においては、音声接続料と音声卸料金の差異の妥当性の判断を MVNO により実施することが難しい状況である点やモバイル音声卸の料金が長年に亘って横ばいであった点を踏まえると、MNO と MVNO の間には交渉力に差が生じているものと考えます。
- この点、MNO との NDA ベースの協議過程において、MVNO は MNO より卸料金等の情報を入手することは可能である一方、卸提供元となる MNO との協議の際に、他の MNO の卸料金や条件等の情報を提示することには制約が生じる可能性があると考えます。そのため、モバイル音声卸の標準料金が公表されることにより、MVNO は卸提供元となる MNO との間で、他の MNO の卸料金の水準を用いた、より踏み込んだ協議が可能となり、MNO と MVNO の間での交渉力の差を埋めることに繋がり得ると考えます。その結果、事業者間協議が円滑に進むことで、卸料金の適正性が高まることが期待でき、引いては市場競争の活性化等に繋がると考えますので、モバイル音声卸の標準料金の公表には一定の意義があると考えます。

【情報開示のスケジュール関係】

問2 新機能における一般的な開発の進め方について、「提供までの情報開示スケジュールを予め定めることは困難」、「国際標準化作業完了時点ではサービス開始時期や機能の全体像を提示することも困難」とされており、「その時点において提供可能な情報を協議の中で開始し、協議円滑化に努めていく」と示されているが（KDDI）、5G（SA）等新機能における開発の進め方として、このような意見についてどのように考えるか。

また、国際標準化自体、特定の関係者が時間をかけて議論を積み重ねていくプロセスだとすれば、議論の進捗状況と並行して、事業者間協議を円滑に進めるため、何らかの想定可能なスケジュールをMNOとMVNOとで共有することは必要と考えるか。また可能であると考えるか。

（佐藤構成員）

（答）

- 5G（SA）等の新機能については、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度をもってMVNOが扱えるようになることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えます。この点、「提供までの情報開示スケジュールを予め定めることは困難」、「国際標準化作業完了時点ではサービス開始時期や機能の全体像を提示することも困難」との意見があることは承知しており、MVNOがMNOと同時期にサービス提供できるよう、協議時点で提供可能な情報は可能な限りMVNOにも開示いただき、協議を進めていただくことが望ましいと考えます。

【冗長性関係】

問3 MNOは一定の冗長性確保のための余剰設備を確保している。冗長性確保を目的とした余剰整備に関して、MVNOは接続料を通じてコスト負担をしているにもかかわらず、そのメリットをMNOと同等に享受している状況にあると言えるのか、言えないのか。また、MVNOは、冗長性を確保するため、独自でどのような対応（設備構成やコスト負担）をしているのか。

（佐藤構成員）

（答）

- 接続料の算定に当たっては、MNO各社とも一定の冗長分を除いて需要が算定されており、MVNOも接続料を通じて冗長性確保を目的とした余剰設備に対するコスト負担をしていると考えられる一方で、余剰設備を自由に使えるMNOに対して、MVNOはPOIを冗長化するに当たっては冗長分に係る接続料の支払いが必要となり、またその支払いには収支上の限界が存在することなどから、冗長化の費用負担に係るメリットをMNOと同等に享受している状況とは言えない可能性があると考えております。
- 冗長性を確保するための当社の対応として、自社でのコスト負担の下、設備面では、自社網のバックボーン設備やISPとの接続に係る設備等において、二重化等の高信頼度な設備設計を行っております。